

令和 7 年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託に係る企画提案公募要領

1 業務目的

本事業は、地域に密着した人権啓発活動として、県内のスポーツ組織と連携協力し、フェアプレーの精神等に基づいた人権啓発活動を行うことにより、県民に人権尊重の理念に関する正しい認識と人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする。

2 業務委託の内容

(1) 委託業務名

令和 7 年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

(3) 業務内容

「令和 7 年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

提案に当たっては、2,346,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する法人であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 自己又は自社の役員、経営に実質的に関与する者等が、次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）関係者

イ暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- エ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5)所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
(6)労働関係法令を遵守していること。
(7)社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。
(8)本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、2(3)の業務内容を的確に実施できる能力を有すること。

4 共同で企画提案書を提出する場合に必要な資格

共同企業体を結成し企画提案の提出に参加しようとする場合は、その代表者及び構成員が次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 3(1)から3(8)までの要件を全て満たすこと。ただし、3(1)の要件については、代表者又は構成員のいずれかが満たせば足りる。
(2) 共同企業体の代表者又は構成員となる者は、企画提案書を提出する他の共同企業体の構成員でないこと。

5 企画提案に関する質問

公募説明会は開催しない。質問がある場合は、次のとおり書面により質問すること。

- (1) 質問方法 質問書【別紙様式】を電子メールにより提出し、メールの件名は「スポーツ連携人権啓発事業に係る質問書」とすること。また、メール送信後は電話で受信の確認を行うこと。
(2) 質問受付期間 公募開始の日から令和7年5月9日（金）午後5時まで
(3) 提出先及び受信確認の連絡先 11に掲げる E-mail アドレス及び電話番号
(4) 回答方法 沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課ホームページに令和7年5月12日（月）に回答予定。

6 スケジュール（予定）

- | | | |
|----------|-------|---------------------------|
| 4月30日（水） | ----- | 企画提案公募及び質問受付開始 |
| 5月9日（金） | ----- | 質問事項締切 ※17時必着 |
| 5月12日（月） | ----- | 質問回答 |
| 5月16日（金） | ----- | 参加申込及び企画提案書提出締切
※17時必着 |
| 5月21日（水） | ----- | 第1次審査 結果通知（書類選考） |

5月30日(金) (予定) ----- 企画提案選定委員会 (プレゼンテーション)
6月3日(火)----- 結果通知
6月上旬(予定) ----- 契約

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数 次のアからキまでに掲げる書類(以下「企画提案書等」という。)とし、それぞれアからキまでに定める数とする。

- | | | |
|----------------------------|--------|------------------|
| ①企画提案応募申請書 | 【様式1】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ②会社概要書 | 【様式2】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ③過去の類似業務実績 | 【様式3】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ④企画提案書 | 【様式4】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ⑤経費見積書 | 【様式5】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ⑥スケジュール表 | 【様式6】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ⑦執行体制 | 【様式7】 | 6部(1部は正本、5部はコピー) |
| ⑧誓約書 | 【様式8】 | 1部 |
| ⑨質問書 | 【様式9】 | (質問者のみ) |
| ⑩共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ) | 【様式10】 | 1部 |

(2) 提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時(必着)

(3) 提出方法 持参又は書留郵便により、11に掲げる場所へ提出すること。

8 企画提案の選定方法

提出された書類により参加要件を確認後、企画提案書の書類審査(1次審査)を行う。
書類審査(1次審査)において選定された者に対しては、結果及び企画提案選定委員会(プレゼンテーション)の実施日時等を電話及び電子メールにて通知する。

選定されなかった者に対しては、結果のみ電子メールにて通知する。

(1) 企画提案選定委員会(プレゼンテーション)について

ア 日 時: 令和7年5月30日(金)9時30分~12時00分(予定)

イ 場 所: 沖縄県庁13階 第5会議室(予定)

ウ 選定方法: 書類審査により選定された企画提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容を総合的に審査の上、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として決定する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

ア 提出された企画提案書に基づき、提案書によるプレゼンテーションを実施する。

イ 審査時間は30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とする。

ウ プレゼンテーションへの出席者は各提案者3名以内とする。

(3) 本審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知する。

9 委託契約に関する事項

- (1) 県は、企画選定第1位入選者と、本業務の委託内容に関する協議を行い、協議が合意に至ったときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に規定する随意契約の手続きにより、委託契約を締結する。ただし、県と企画選定第1位入選者との協議において合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

10 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本事業の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (4) 1事業者又は1共同企業体につき、企画提案は1件とする。
- (5) 提出期限後の書類の変更、差替え及び再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。
- (6) 企画提案書等の書類は、選定以外の目的に使用しない。
- (7) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - イ 企画提案書等提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反する場合
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全てを実施するものではない。
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託業者とで別途協議して決めることとする。

11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 3 階
沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課
(担当：人権・男女共同参画班 大城)
E-mail：aa001309@pref.okinawa.lg.jp
電話：098-866-2500